

報道機関の皆さんへお知らせ

報道発表資料の配付日時 8月22日(金) 10時00分

標 題	令和7年度(2025年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会 (渡島学区)の開催について
日 時	令和7年8月27日(水) 13時30分~14時30分
場 所	渡島合同庁舎 4階 401号会議室(函館市美原4丁目6番16号) ※Zoomアプリによるオンライン開催
内 容	<p>公立高等学校の配置について、管内の市町関係者及び学校関係者などと意見を交換し理解を深めるため、公立高等学校配置計画地域別検討協議会を公開で開催します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 主催 北海道教育委員会2 内容 公立高等学校配置計画案(令和8年度(2026年度)~10年度(2028年度))について等3 参加対象者 渡島管内の市町長、市町教育委員会教育長、公立小・中学校長、高等学校長等4 参加方法 参加対象者はZoomアプリを用いて参加5 傍聴について 希望者はZoomアプリを用いて傍聴することとします。 なお、Zoomアプリを使用することが出来ない場合は、協議会前日までに電話で申し込むことにより、渡島合同庁舎4階401号会議室での傍聴が可能です。(渡島合同庁舎での傍聴は先着5名まで(報道機関を除く))6 その他 (1) 詳細は別添の開催要項をご確認ください。 (2) 全道の状況等については高校教育課HPを参照ください。 https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/akd/HokkaidoAtarasiikoukou020.html
取材に当たってのお願い	報道機関の方が傍聴される場合は、事前の申し込みは不要です。 当日、渡島合同庁舎4階401号会議室へお越しください。
連 絡 先	北海道教育庁渡島教育局企画総務課 清水 TEL: 0138-47-9099

配布形式 電子■・紙□

渡島総合振興局

HP掲載 有■・無□

令和7年度(2025年度)第2回公立高等学校配置計画
地域別検討協議会(渡島学区)開催要項

1 目的

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

2 主催

北海道教育委員会

3 開催日時

令和7年(2025年)8月27日(水)13時30分から14時30分まで

4 日程

時間	内容	
13:30~14:30	説明	・公立高等学校配置計画案等
	協議	・配置計画案に関すること ・学区内の今後の高校配置の在り方に関すること等

5 参加対象者

- ①市町長、②市町教育委員会教育長、③高等学校長、
 - ④小学校、中学校及び義務教育学校の校長、
 - ⑤地区協議会またはPTA関係者等、⑥私学関係者、⑦経済団体関係者
- ※④、⑤の皆様は、それぞれの市町の代表者2名程度としてください。

6 参加方法

- (1) Zoomアプリを使用可能な参加者
職場等からの参加
- (2) Zoomアプリを使用できない参加者
渡島合同庁舎(函館市美原4丁目6番16号)4階401号会議室での参加(申込により先着5名まで)

7 その他

- (1) 本協議会は公開とし、上記5に該当しない方で参加を希望する場合は、別添「公立高等学校配置計画地域別検討協議会の傍聴に係る取扱い」に基づき、傍聴を認めます。
- (2) 協議会当日は、クールビズスタイルで参加してください。
- (3) 一般・PTAの参加者に対し、「本道の公立高校を取り巻く課題とその対応方向」として、説明動画を公開していますので、第1回協議会に参加していない方及び視聴していない方は、事前に視聴してください。(説明動画は第1回協議会で公開したものと同一です。)

【掲載先ホームページアドレス】

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/akd/HokkaidoAtarasiikoukou020.html>

公立高等学校配置計画地域別検討協議会の傍聴に係る取扱い

(令和7年8月21日 北海道教育庁渡島教育局長決定)

- 1 傍聴の人数は、5人以内とし、先着順とする。ただし、報道関係者及びZoomアプリを用いる傍聴者はこれに含まない。
- 2 傍聴の申込みの際、氏名、住所、電話番号を申し出ること。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 写真(静止画の撮影)、又は動画の記録(保存)及び録音をすること。ただし、主催者の特別な許可を得た場合はこの限りではない。
 - (2) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
 - (3) オンライン会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができること。
- 5 オンライン会議では、傍聴人が前記3の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退室させることができること。
- 6 通信回線や機器の不具合により、傍聴者に不利益が生じたとしても、本協議会はその責を負わないこと。
- 7 傍聴人は主催者の指示に従わなければならないこと。